

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	956百万円
H 2 8	4,172百万円
H 2 9	14,637百万円
H 3 0	19,385百万円
R 1	51,831百万円
R 2	73,520百万円
R 3	37,546百万円
R 4	76,615百万円
R 5	121,128百万円
R 6	130,110百万円
R 7	406,681百万円
R 8	205,642百万円
R 9	146,802百万円
R 1 0	167,213百万円
R 1 1	386,602百万円
R 1 2	47,235百万円
R 1 3	25,163百万円
R 1 4	50,720百万円
R 1 5	59,731百万円
R 1 6	57,029百万円
R 1 7	74,247百万円
R 1 8	89,745百万円
R 1 9	66,003百万円
R 2 0	66,140百万円

(注1) 平成27年度から令和5年度までは実績値を、令和6年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。